

羽黒小学校いじめ防止基本方針

令和7年4月1日
桜川市立羽黒小学校

はじめに

本校では、いじめ問題の克服に向けて、「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）第13条の規定に基づき、また「いじめの防止等のための基本的な方針」と「茨城県いじめ防止基本方針」（以下「県の基本方針」という。）を参酌し、いじめの防止等をするため、「桜川市立羽黒小学校いじめ防止基本方針」（以下「羽黒小基本方針」という。）を策定いたしました。

今後、この「羽黒小基本方針」に基づき、学校、家庭、地域住民、その他関係者と協力して、いじめの防止等に真剣に取り組んでまいりますので、本校に係る皆様にご理解とご協力をお願いする次第です。

令和7年4月

桜川市立羽黒小学校長

1 いじめ防止等のための対策に関する基本的な考え方

（1）基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながらこれを放置することがないよう、また、いじめはいじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であるということについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨とし、いじめの防止等のための対策を講じる。

（2）いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」から）

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの

（3）いじめの禁止

法第4条「いじめを行ってはならない。」の遵守の徹底を図る。

（4）教職員の認識すべき事項

いじめの防止等に関しては、以下の4点を全職員が認識して取り組む。

- ① いじめはどの児童にも起こりうる、またいじめはどの児童も被害者にも加害者にもなりうるため、日常的に児童の行動を把握する。
- ② いじめの未然防止には、児童が主体的に参加できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行う。
- ③ いじめは大人が気付きにくい形で行われるため、早期発見には、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、積極的に認知する。
- ④ いじめの報告を受けた場合、特定の教職員で抱え込まず、組織的に被害児童を守り、加害児童に毅然とした態度で指導する。

（5）目標

いじめの防止等の取組については、以下の5つの取組の徹底を図ることを、全職員が認識して取り組む。

- ① 未然防止への取組の徹底
- ② 早期発見への取組の徹底
- ③ 早期解消への取組の徹底
- ④ 関係機関との連携の徹底
- ⑤ 教職員研修の充実の徹底

2 「羽黒小学校いじめ防止対策会議」の設置

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止対策会議」を設置する。

（1）会議は次の者で構成する。

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、特別支援コーディネーター、養護教諭、その他校長が必要と認める者

（2）上記の構成員の他、校長が必要と認める場合、専門的な知見を有する者などを臨時に構成員とすることができる。

（3）校長は会議を総括し、会議を代表する。

（4）会議は次に挙げる事務を所掌する。

- ① 羽黒小基本方針に基づく取組の実施や具体的な計画の作成・実行・検証・修正等
- ② いじめの未然防止や早期発見に関すること。
- ③ いじめ問題の確認とその対応に関すること。

- ④ いじめ問題の具体的対応策を検討すること。
 - ⑤ いじめの相談窓口として相談を受けること。
 - ⑥ 教職員研修の企画・立案に関すること。
 - ⑦ 児童向けの研修や情報モラル教育に関すること。
- (5) 会議は次の区分で招集する。
月1回を定例会とし、いじめの兆候を把握した場合やいじめの相談情報があった場合、その都度臨時会として招集する。

3 いじめの防止等に関する措置

(1) 未然防止

児童の豊かな心を育成し、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することから、道徳教育や体験活動等をはじめとして、以下のような全ての教育活動を通して社会性を育む。

- ① 表現力を高める学びづくり
 - ア 授業の充実
 - ・1時間のめあての明確化と振り返りの時間の設定
 - ・理由や根拠を明確にした話し合い活動
 - ・板書を大切にしたい授業
 - ・思考ツールをもとにした言語活動
 - イ 表現力向上のための基盤づくり
 - ・理由や根拠を書き込んだノート
 - ・読書の時間の確保
 - ・国語辞典の活用
- ② 思いやりのある心づくり
 - ア 元気なあいさつの推進
 - ・意識付けを図るあいさつ集会
 - ・通学班を生かしたあいさつ運動
 - イ 思いやり、協力できる集団づくり
 - ・学校生活スキルトレーニングの充実
 - ・相手の立場に立った言葉遣い
 - ・ボランティア活動の推進（君の笑顔がみ隊での活動）
 - ウ 道徳教育の充実
 - ・わたしたちの道徳の活用
 - ・道徳授業の時数確保と授業公開
 - ・学校生活スキルトレーニングによる学校生活・対人関係のスキル向上と互いを認めあう学級の雰囲気
 - エ 人権教育の充実
 - ・学級指導、人権集会によるいじめ防止の啓発
 - ・言語活動・話し合い活動を通じた一人一人が生き生きと学ぶ授業
 - ・人権教育に係る環境づくり（人権コーナー、作品掲示、人権教育強化週間の取組等）
 - ・教職員の人権意識の高揚（定期的な全体研修の実施）
 - オ 集会活動・体験活動等の充実
 - ・児童が主役で進める学校行事の展開
 - ・遊びの内容充実による学校生活の活性化
- ③ 教育相談
 - ア 定期教育相談（児童との教育相談、保護者との個別面談）
 - イ 特別支援教育部、保健室での教育相談
 - ウ 学級担任等によるチャンス相談
 - エ スクールカウンセラーによる相談
- ④ インターネットによるいじめ対策の推進
 - ア 各種リーフレット等を活用しての学級指導
 - イ 情報モラルに関する授業や親子活動（児童、保護者、教職員）
 - ウ SNSチェックシートの活用

(2) 早期発見

教職員は、いじめはどの児童にも、どの学校においても起こりうるという共通認識をもち、全ての教育活動を通じて、児童の観察等を行うことで変化を敏感に察知し、いじめを受けているという兆候を見逃さないよう努力する。特に、ささいな兆候であってもいじめではないかと疑われる場合、早い段階から児童へ個別に声かけや相談等の関わりをもち、的確に状況の把握を行う。

① 早期発見のための措置

- ア 登下校時の観察（毎日、校門及び昇降口での定点立哨）
- イ 定期的なアンケート調査
- ウ チェックリストの活用（学期1回、各学級）
- エ いじめ防止対策会議での情報交換
- オ SOSの出し方に関する教育

- ② 相談体制の整備
 - ア 定期相談（教育相談、個別面談）
 - イ いじめ防止対策会議による個別の相談設定（適宜）
 - ウ 保健室、特別支援学級（のびのび・わくわく・スマイル・なかよし）の活用
 - エ スクールカウンセラーによる相談
 - オ Google Formsによるオンライン相談窓口の設置
- (3) 早期解消

いじめの連絡や相談を受けた場合、速やかに被害者の安全を確保するとともに、「いじめ防止対策会議」の「臨時会」を開き、校長のリーダーシップの下、当該いじめに対して組織的に対応する。

 - ① 被害児童の保護
 - ア いじめの行為を確認した場合、いじめられている児童を守り通すことを第一とし、全職員が協力して被害者の心のケアに当たり、安全・安心を確保する。
 - イ 被害児童の保護者に速やかに連絡を取って状況の説明を行うとともに、家庭での心のケアや見守りを依頼する等、協力して対応する。
 - ② 実態の把握
 - ア 被害児童、加害児童及び周辺の児童から十分に話を聴くとともに、アンケート調査等を実施し、速やかに実態を把握する。
 - イ 学校単独での解決が困難な場合、事案に応じた専門機関等と連携し、解消に向けた対応を図る。
 - ウ 把握した事実を市教育委員会に報告し、事後の対応についての方針を立てる。
 - ③ 加害児童への対応
 - ア 毅然とした指導でいじめを制止するとともに、しっかりと寄り添い、社会性の向上等、児童の成長に主眼を置いた指導を行うことで、いじめを繰り返さないよう支援する。
 - イ 加害児童の保護者に速やかに連絡を取って状況の説明を行うとともに、被害児童やその保護者への対応に関して必要な助言を行う等、協力して対応する。
 - ④ インターネットによるいじめへの対応
 - ア 不適切な書き込み等について、URLの記録、記載事項のコピー等により、内容を保全する。
 - イ 加害児童やその保護者に対し、不適切な書き込み等の削除について指導する。
 - ウ 加害児童等により削除が不可能な場合、管理者やプロバイダに削除依頼を行う。
 - エ 必要に応じて法務局等に協力を求める。

4 関係機関との連携

いじめの問題への対応については、学校や教育委員会においていじめの児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合、必要に応じて関係機関との適切な連携を図る。そのため、平素から警察署等の関係機関の担当者との情報交換を通して、情報共有体制を構築する。

- (1) 保護者

PTA行事や学年懇談等において、「県の基本方針」の「Ⅰ 家庭の役割」について説明するとともに、法第9条1項「保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものである、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。」について周知を図り、連携していじめの対応等を行う関係づくりをする。
- (2) 地域

校外における児童の状況を的確に把握するため、日頃から家庭相談員、保護司、民生委員・児童委員等と連絡を取り合い、いじめが起きた場合、必要に応じて協力を得ながら対応する。
- (3) 関係機関

学校単独での解決が困難であると判断した場合、速やかに市教育委員会、市児童福祉課、児童相談所、警察署、法務局等の関係機関に相談する。
- (4) 学校以外の団体等

子供会やスポーツ少年団、塾、その他の社会教育関係団体等、学校以外で起きたいじめの連絡を受けた場合、その団体等の責任者等と連携して対応する。
- (5) その他

いじめに関係する児童が複数の学校に及ぶ等の場合、関係する学校と連携して対応する。

5 教職員研修の充実

いじめの問題についての教職員の共通理解と指導力の向上を図るために、全教職員の参加による校内研修の充実を図る。

- (1) 実践的研修
 - ① こんな教師でありたい（自己チェックシート）による研修
- (2) 事例研修
 - ① 体罰防止マニュアルによる研修
 - ② 身近な事例（新聞記事等）を活用しての研修

- (3) インターネットによるいじめへの対応
 - ① 各種リーフレット等を活用しての研修
 - ② 情報モラルに関する研修会への参加
 - ③ 最新のインターネット環境に関する情報収集

6 重大事態への対応

児童がいじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合、又は相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、次の対応を行う。

- (1) 発生報告
重大事態が発生した旨を、速やかに市教育委員会に報告する。(第一報)
- (2) 実態把握
児童・保護者との個別面談による聴き取り調査や、当該事案に特化したアンケート調査等を行い、事実関係を速やかに把握する。
- (3) 被害者保護
被害児童の生命又は身体の安全を確保するとともに、情報を提供した児童を守るための措置を講ずる。
- (4) 加害者対応
 - ① 毅然とした指導でいじめを制止するとともに、しっかりと寄り添い、社会性の向上等、児童の成長に主眼を置いた指導を行うことで、いじめを繰り返さないよう支援する。
 - ② 必要に応じ、懲戒、出席停止制度を適切に運用する。(市教育委員会との連携)
 - ③ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、児童相談所や所轄警察署との連携を図る。(児童相談所への相談・通告、警察署への相談・通報等)
- (5) 調査結果報告
調査結果については、市教育委員会に報告するとともに、被害児童とその保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を積極的かつ適時、適切な方法で提供する。
- (6) 市長への報告
上記調査結果については、市教育委員会を通じて、市長に報告する。
- (7) 解消と再発防止
 - ① 被害児童に対しては、継続的な心のケア等、落ち着いて学校生活を送ることができるよう支援や、学習に関しての適切な支援等を行う。
 - ② 加害児童に対しては、適切な指導を行うとともに継続的に見守り、再発の防止に努める。
- (8) 同種事態の発生防止
当該事態の事実真挚に真摯に向き合い対応することによって、同種事態の発生を防止する。

7 評価における留意事項

(1) 評価規準

いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、以下の5項目に関する評価規準を定め、適正に評価する。

- ① 未然防止の評価規準
 - ア 表現力向上を意識して、授業の充実を図ることができた。
 - イ 学級活動や道徳、集会・体験活動等を通して、思いやりのある心づくりを推進できた。
 - ウ 児童が教職員に相談しやすい関係を構築できた。
 - エ 情報モラル教育を推進できた。
- ② 早期発見の評価規準
 - ア いじめの早期発見に努めることができた。
 - イ 保護者から学校へ相談できる関係が構築できた。
 - ウ 複数の相談窓口を児童や保護者へ周知できた。
- ③ 早期解消の評価規準
 - ア 被害児童の心のケアができた。
 - イ 適切にいじめの事実を確認できた。
 - ウ 加害児童に対して、いじめを制止することができた。
 - エ 重大事態の調査をし、市教育委員会に報告できた。
 - オ インターネットによるいじめの対応ができた。
- ④ 関係機関との連携の評価規準
 - ア 保護者と密接に連絡を取り合うことができた。
 - イ 地域の協力を得ていじめの対応等ができた。
 - ウ 警察、児童相談所、法務局等の関係機関に相談できた。
 - エ 学校以外の場で起きたいじめに適切に対応できた。
- ⑤ 教職員研修の評価規準
 - ア 実践的研修を行うことができた。
 - イ 事例研修を通して、いじめの対応方法の共通理解を図ることができた。
 - ウ インターネット環境等に関する研修を行うことができた。
- (2) 取組の検証と羽黒小基本方針の見直し
評価結果を基に、いじめ対応への取組が計画どおりに遂行されているかどうかの確認や、羽黒小基本方針について体系的に見直しを行い、いじめ問題対策の総合的な改善を図る。